

第2回脳科学研究倫理審査委員会 議事録

1. 開催日時：平成19年6月1日（火） 13：30－15：30
2. 開催場所：JST東京本部 10階 役員会議室
3. 出席委員：杉下委員長、浅川委員、臼井委員、田中委員、内藤委員、二木委員、谷田部委員
(委員 50音順)
4. 議題（全課題とも第1回脳科学研究倫理審査委員会審議議題の継続審議）
 - 1) ERATO 浅田プロジェクト「人とロボットのコミュニケーション発達原理の解明」

概要；第1回委員会 議事録参照

結果；「臨床研究に関する倫理指針」および「戦略的創造研究推進事業（総括実施型研究）における脳科学研究に係る倫理の確保に関する達」に照らし、本研究実施計画の実施を可としても差し支えないと判断する。

上記内容を理事長に答申する。

ただし、以下の下記指摘事項について、申請書を修正のうえ事務局へ提出し、差し替えること。

 - ・ 同意撤回の方法についての記載を、項目を立て、箇条書き等により、読みやすく、分かりやすい文章に改めること。
 - ・ 配慮している事項についての説明文を「研究担当者が配慮しなければならない。」ということが明確となるように改めること。
 - 2) ERATO 浅田プロジェクト「乳幼児の協調的動作生成に関する認知発達の観測」

概要；第1回委員会 議事録参照

結果；「臨床研究に関する倫理指針」および「戦略的創造研究推進事業（総括実施型研究）における脳科学研究に係る倫理の確保に関する達」に照らし、本研究実施計画の実施を可としても差し支えないと判断する。

上記内容を理事長へ答申する。

ただし、委員会での下記指摘事項について、申請書を修正のうえ事務局へ提出し、差し替えることとする。

 - ・ 被験者への説明書中の「この実験に協力される方を特定できる情報が、どのように守られるか」と「データの保存方法・保存期間・廃棄方法」を一つの項目にまとめて簡潔に記載すること。
 - 3) ERATO 浅田プロジェクト「遅延聴覚フィードバックを用いた発話の自己モニタリング機構の検討」

概要；第1回委員会 議事録参照

結果；「臨床研究に関する倫理指針」および「戦略的創造研究推進事業（総括実施型研究）における脳科学研究に係る倫理の確保に関する達」に照らし、本研究実施計画の実施を可とするにあたって、次の通りとする。

- (1) 委員会での下記指摘事項について、申請書を修正すること。
- (2) 修正後の申請書を各委員へ回覧し、意見を求めること。
- (3) 各委員の意見に基づき委員長が判断する。
 - ・実験の意義及び目的の欄専門外の方に理解しやすい平易な文章で記載すること。
 - ・プロジェクト全体の構想・目標の中でのこの実験課題の位置づけをはっきりさせること。
 - ・また、この位置づけの説明の中で、なぜ DAF を研究対象とするのか、言語や発話機能の獲得・発達とどう関係しているかと考えるのかを説明すること。

追記（平成19年6月26日）

- (1) 委員より提出された意見に基づき、委員長が本研究計画の実施を可としても差し支えないと判断した。（平成19年6月26日）
- (2) 上記内容を理事長へ答申する。

以上

平成19年6月1日

脳科学研究倫理審査委員会の構成

委員長	杉下 守弘	財団法人脳血管研究所 教授
委員	浅川 茂樹	独立行政法人理化学研究所 安全管理部研究倫理課
委員	臼井 勲	独立行政法人科学技術振興機構 審議役
委員	田中 里枝	独立行政法人科学技術振興機構 岩田プロジェクト技術参事
委員	内藤 貞夫	内藤貞夫法律事務所 弁護士
委員	二木 宏明	埼玉工業大学大学院人間社会研究科 研究科長
委員	武藤 香織	東京大学医科学研究所ヒトゲノム解析センター 准教授
委員	谷田部 雅嗣	日本放送協会 解説委員

(委員 五十音順)